



平成30年度総務省「公的機関向けウェブアクセシビリティ対応講習会」

公的機関に求められる ウェブアクセシビリティ対応

総務省 情報流通行政局
情報流通振興課 情報活用支援室

全体構成

1

- 1. 公的機関がウェブアクセシビリティ対応を求められる背景**
2. ウェブアクセシビリティに関する規定、ガイドライン等
3. 総務省による2017 年度JIS 規格対応状況調査の目的と実施概要
4. 総務省による2018年度の事業概要

障害者のインターネット利用率

視覚障害者91.7%、聴覚障害者93.4%、肢体不自由者82.7%、知的障害者46.9%

総務省「障がいのある方々のインターネット等の利用に関する調査研究」（2012年）

表1 パソコン利用時にWeb上にバリアがあることで、ほしかった情報が見られなかったり、手続きが最後までできなかった経験

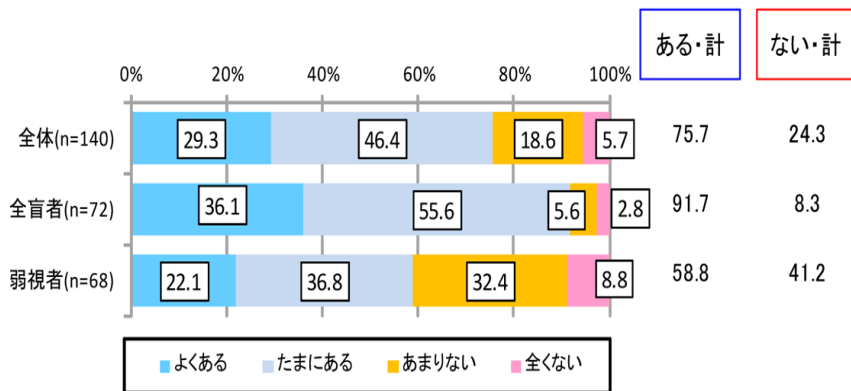


表2 パソコンからインターネット利用時に困ること

全盲者（n=72）	
スクリーンリーダーで読み上げられないPDF やフォーム（お問い合わせなどの入力項目）がある	94.4%
画像や写真などに説明文がないため、スクリーンリーダーで読み上げられない	86.1%
画像認証の利用が困難もしくは利用できない（ログイン作業など、毎回違う画像上に表示された文字を入力すること）	84.7%
ページレイアウトや構造が複雑過ぎる、または構造化されていない	73.6%
情報量やリンクが多過ぎる	59.7%

日経BPコンサルティング「障害者のインターネット利用実態調査（視覚障害者）」（2014年）

→障害者がインターネットを活用して情報を入手しやすくなるような措置が必要。
（ウェブアクセシビリティの確保）

ウェブアクセシビリティとは

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

○ウェブアクセシビリティの必要性

インターネットの普及により、健常者と同様に高齢者や障害者にとってホームページ等は重要な情報源となっています。

しかし、情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応をしていないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から情報を取得できなかったり、ウェブ上の手続きができないという問題が発生し、社会生活で多大な不利益が発生したり、災害時等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性があります。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2005/051215_1_wmv.html

[総務省トップ](#) > [政策](#) > [情報通信\(ICT政策\)](#) > [ICT利活用の促進](#) > [情報バリアフリー環境の整備](#) > [情報アクセシビリティの確保](#) > 障害者のウェブページ利用方法の紹介ビデオ

視覚障害者(全盲)のウェブページ利用方法



視覚障害者(弱視)のウェブページ利用方法



肢体不自由者のウェブページ利用方法



ウェブアクセシビリティへの要請

- 障害者については、**障害者権利条約**（2014年に批准）において、「**障害者が情報通信（インターネットを含む）を利用する機会を有することを確保するための適切な措置を講じ、それを妨げる障壁を撤廃すること**」（条約第9条）との規定。
- これに関連し国内法（**障害者基本法、障害者差別解消法等**）で国の責務を明記。
 - 国及び地方公共団体は、（中略）**行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない**（障害者基本法第22条）。
 - 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、**自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない**（障害者差別解消法第5条）。

障害者の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

通称：障害者権利条約

2006年12月13日国連総会 採択、2008年5月3日発効。日本では2007年9月28日署名、2014年1月20日批准書寄託、同年2月19日効力発生。

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している条約

- 例 ・障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）を禁止
・障害者が社会に参加し、包容されることを促進
・条約の実施を監視する枠組みを設置 等

第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

1 **締約国は、**障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、**情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）**並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービス**を利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。**この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b) **情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）**

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(略)

(f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。

(h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律

（地域社会における共生等）

第三条 （前略）次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 三 **全て障害者は、可能な限り、**言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、**情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。**

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 **国及び地方公共団体は、**第一条に規定する社会の実現を図るため、**前三条に定める基本原則**（以下「基本原則」という。）**にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。**

（障害者基本計画等）

第十一条 **政府は、**障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。**

2 **都道府県は、**障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 **市町村は、**障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

（略）

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第二十二条

- 2 **国及び地方公共団体は、**（中略）、**行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。**

障害者基本計画

「障害者基本法」に基づき策定された「障害者基本計画」に即して、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進に政府一体で取り組む。

基本理念：共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

平成30年3月に第4次障害者基本計画が閣議決定（平成34年度までの5年間を対象）。

第4次障害者基本計画の策定経緯

内閣府障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会、委員長：静岡県立大学教授 石川 准）での1年以上にわたる審議を経て、本年2月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

障害者基本計画(第4次) 本文（該当箇所抜粋）

Ⅱ 基本的な考え方 3. 各分野に共通する横断的視点 （2）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

（略）社会のあらゆる場面でICT（情報通信技術）が浸透しつつある。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、新たな社会的障壁となる可能性がある一方で、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴もあり、社会的障壁の除去の観点から、アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進する。（略）

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【基本的考え方】

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。（略）

（4）行政情報のアクセシビリティの向上

- 各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、**ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即した必要な対応を行う。**また、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。〔2-(4)-2〕

ウェブアクセシビリティ確保を求める法令等

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

通称：障害者差別解消法、平成28年4月1日施行

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律

この法律では、行政機関等（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、及び地方独立行政法人）や民間事業者に対して、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

○「合理的配慮の提供」とは

障害者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じた措置を講じること。

例. 車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応すること

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

通称：障害者差別解消法、平成28年4月1日施行

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律

また、法律では、行政機関等及び事業者に対して、「合理的配慮の提供」を的確に行うために必要となる「環境の整備」に努めることを求めています。

○「合理的配慮の提供」（法律第七条、第八条）と「環境の整備」（法律第五条）の関係

「合理的配慮」は、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であり、

「環境の整備」は、不特定の障害者を対象に行われる事前的改善措置。

例. 車いすの方が段差のある場所を移動する際に手助けすることが「合理的配慮の提供」、スロープを設置し段差を解消することが「環境の整備」
ホームページ掲載情報が音声読み上げソフトで読み上げることができないと問合せがあった場合、問合せ者に音声読み上げソフトで読み上げることが可能なテキストファイル等を提供することが「合理的配慮の提供」、音声読み上げソフトで読み上げ可能になるようにホームページを修正することが「環境の整備」

合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながることから、「合理的配慮の提供」と「環境の整備」の施策について連携して進めることが重要である。

ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、**環境の整備**として位置づけられており、行政機関等及び事業者は、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。

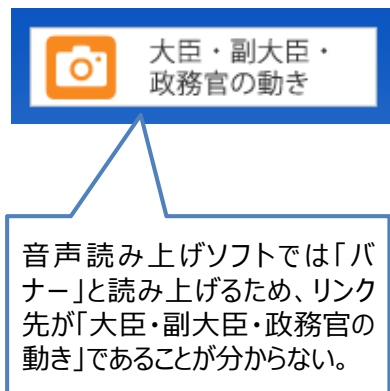
ウェブアクセシビリティが確保されていない場合の問題事例

- 避難所等の情報や地図が画像PDF（スキャナーでスキャンしたもの等）のみで掲載され、音声読み上げソフトが使用できず、視覚障害者が避難情報を得られない。
- 市長の会見の様子が字幕のない動画のみで掲載され、字幕やテキストの会見録がないため、聴覚障害者が内容を把握できない。
- ホームページがキーボードのみで操作できるように作られておらず、手の動作が不自由でマウスを使うことができない利用者がホームページを利用することができない。
- 背景と文字の色のコントラスト比が確保されておらず、高齢者や色覚障害者が閲覧しにくい。 コントラスト
- ホームページが構造化されておらず、機械判読可能（機械やコンピューターで直接読み取って利用できる形式であること）でないため、外国人が自動翻訳ソフトを使用した際にうまく翻訳されない。

- リンク画像に代替テキストを設定することにより、音声読み上げソフトの利用者がリンク先を把握できるようにする。

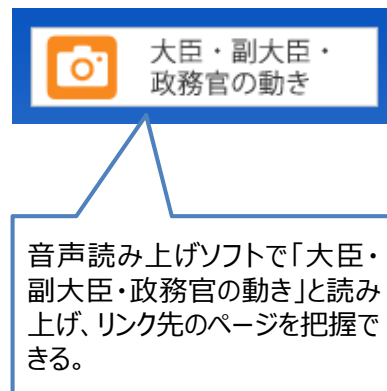
× 悪い例

代替テキスト「バナー」
(alt=“バナー”)



○ 良い例

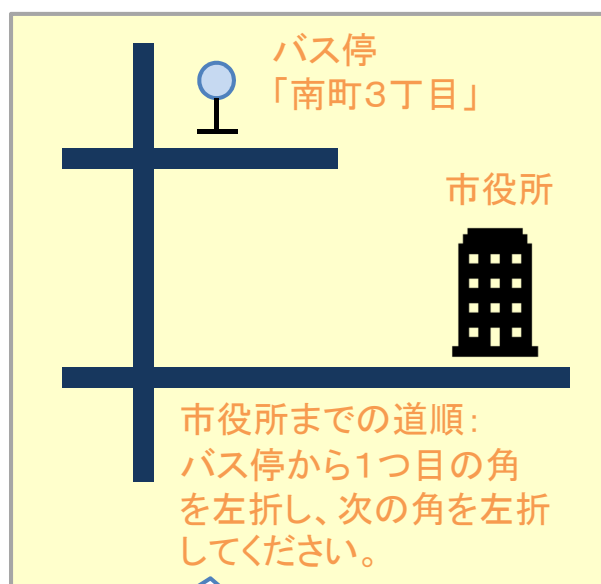
代替テキスト「大臣・副大臣・政務官の動き」
(alt=“大臣・副大臣・政務官の動き”)



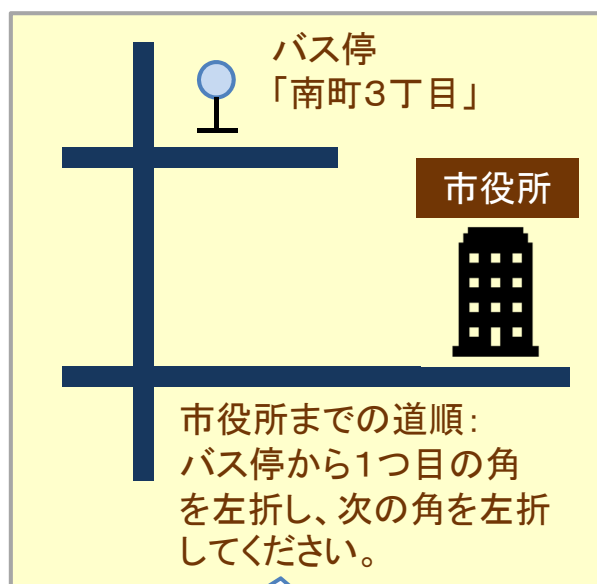
アクセシビリティの問題と改善例（２）色

- 文字の色と背景色とのコントラストを十分に確保し、読み取りやすくする

× 悪い例



○ 良い例



ウェブアクセシビリティ対応は障害者のためだけの特別な対応ではない。誰しも障害者と同様の状況になり得る。一般の利用者のためにもウェブアクセシビリティ対応が必要。

- 一時的な怪我、病気（交通事故でギブスをはめて腕が使えない、目の病気で眼帯を付けていて目が見えない等）
- 加齢による変化
 - 加齢による視力低下（老眼、水晶体の変化（黄色がかって見える、暗く見える、ぼやけて見える）等）
 - 中高年に多い目の病気（白内障、緑内障等）
※70代後半の約半数が黄変化を伴う白内障
 - 加齢による聴力低下
- 外国人旅行者（日本語を理解できない外国人が、旅行中に震災にあった場合に、避難情報等を得られるか）
- 環境等（屋外で画面が見づらい、公共の場でイヤホンが無い、端末にマウスやキーボードが無い、運転中、プログラムによる情報収集等）

また、ウェブアクセシビリティ対応を行えば、ユーザビリティが向上し、利用者の満足度向上、窓口への問合せ減少による業務効率化につながる。

全体構成

1. 公的機関がウェブアクセシビリティ対応を求められる背景
- 2. ウェブアクセシビリティに関する規定、ガイドライン等**
3. 総務省による2017 年度JIS 規格対応状況調査の目的と実施概要
4. 総務省による2018年度の事業概要

ウェブアクセシビリティの日本工業規格であるJIS X 8341-3が2004年に公示。

JIS X 8341-3の制定・改正に合わせて、総務省は、公的機関にウェブアクセシビリティの推進を求める「みんなの公共サイト運用モデル」を2005年に策定、2010年に改正し、2016年には内容をより分かりやすく刷新するとともに、「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」と名称を変更し、あらためて公表(*)した。また、総務省では、ウェブアクセシビリティの推進を支援する評価ツール「miChecker」を開発し、初期バージョンを2010年に公表、現行バージョンを2016年に公表(*)した。

2016年度には、全国11会場でガイドラインの講習会を実施。

2017年度には、国及び地方公共団体の公式ホームページを対象にmiCheckerを用いた調査を実施し、調査結果を各団体に配布するとともに、総務省ホームページに公表した。



*:過去のみんなの公共サイト運用モデル、みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)、これまでに公表されたmiCheckerは、いずれも全国の地方公共団体に郵送で配布するとともに、総務省ホームページに公表した。

ウェブアクセシビリティに関する規定・ガイドライン等

障害者差別解消法

ウェブアクセシビリティは、「合理的な配慮を的確に行うための環境の整備」の一環と位置づけられ、事前的改善措置として計画な推進が求められている。

JIS X 8341-3

- ウェブコンテンツのアクセシビリティに関する日本工業規格(JIS)
- ウェブアクセシビリティを確保するための61項目の達成基準を規定。
- 61項目の達成基準は、**A(最低レベル)**、**AA**、**AAA(最高レベル)**の3つの適合レベルに分類。

みんなの公共サイト運用ガイドライン

- 公的機関におけるウェブアクセシビリティの維持・向上に向けた取組の支援を目的とした手順書。
- 2017年度末までにJIS X 8341-3の適合レベルAAに準拠することが目標。**

<適合レベルAの項目例>

- 画像や動画等に代替テキスト(視覚障害者等が音声読み上げソフトを使用する際、画像や動画等の代わりに読み上げるテキスト)を提供する。
- 動画の音声情報を字幕として提供する。
- 全てのコンテンツをキーボードのみで操作可能にする。

<適合レベルAAの項目例>

- 動画に音声解説を提供する。
- テキストは、機能やデザインを損なうことなく200%まで拡大できるようにする。
- 文字画像ではなくテキストで情報提供する。

公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の実施の支援を目的として作成された**手順書**

○運用ガイドラインの対象となる団体

国及び地方公共団体等の公的機関※

※議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関等、学校、病院、独立行政法人、公的なサービスを提供している企業も含む。
ただし、これらの団体のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、地方公共団体又は国の機関としての取組対象とするか、別組織と位置付けて取組を促すか判断してください。

○運用ガイドラインにおいて対応が求められる対象

ウェブアクセシビリティへの対応が求められている対象は、全てのウェブコンテンツ。

- ・ 公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）
- ・ 関連サイト（公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ（例：観光用サイト、イベント用サイトなど）。指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているものを含む。）
- ・ ウェブアプリケーション、ウェブシステム（例：電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など）
- ・ スマートフォン向けサイト、携帯電話向けサイト
- ・ KIOSK端末等で提供されるウェブコンテンツ（例：公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など）
- ・ CD等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ（例：マニュアルなど）
- ・ 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ
- ・ 業務アプリケーション（例：文書管理、財務会計、住民情報管理など）のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの

公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）について最優先で対応することとし、その他についても優先順位を検討し、対応を行ってください。

運用ガイドラインが求める取組と期限

①ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開していない団体は、速やかに、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開する。

○『ウェブアクセシビリティ方針』とは

ウェブアクセシビリティを確保するため、取り組む対象範囲、目標とする適合レベル（A，AA，AAA）及び対応度（準拠、一部準拠等）、目標を達成する期限等を示す方針。

②提供するホームページ等について、遅くとも2017年度末までにJIS X 8341-3の適合レベルAAに準拠（試験の実施と公開）する。

○『JIS X 8341-3の適合レベルAAに準拠』とは

ウェブアクセシビリティ基盤委員会が独自に定めた、ウェブコンテンツが『JIS X 8341-3:2016』にどのように対応しているかを表記するための表記方法の一つ。

レベルAに一部準拠：レベルAの達成基準を一部満たしていない。

レベルAに準拠：レベルAの全ての達成基準を満たす。

レベルAAに一部準拠：レベルAの全ての達成基準を満たす。しかし、レベルAAの達成基準を一部満たしていない。

レベルAAに準拠：レベルA、レベルAAの全ての達成基準を満たす。

③1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を公開する。

○『ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表』とは

ウェブアクセシビリティ確保のための取組について、毎年継続的に確認・評価するための表。「団体全体としての取組確認・評価シート」、「個々のホームページ等取組確認・評価シート」の2つの表で構成される。

1. 公的機関がウェブアクセシビリティ対応を求められる背景
2. ウェブアクセシビリティに関する規定、ガイドライン等
- 3. 総務省による2017 年度JIS 規格対応状況調査の目的と実施概要**
4. 総務省による2018年度の事業概要

2017年度 国及び地方公共団体ホームページのJIS規格対応状況調査 21

1. 目的

障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）、日本工業規格JIS X 8341-3：2016（平成28年3月22日改正）等により、公的機関に求められているウェブアクセシビリティ(*1)対応状況を明らかにする。

*1:ウェブアクセシビリティとは、年齢や障害の特性に関わらず誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味する。

2. 対象範囲

国及び地方公共団体の公式ホームページの全ページ(*2)

*2: 公式ホームページのドメインで提供されているトップページからリンクを辿ってアクセス可能なページ（HTMLファイル）を対象とする。別ドメイン、サブドメインで提供されているページは対象としない。

3. 調査方法

総務省の提供するウェブアクセシビリティ評価ツール miChecker(*3)を用いて、人による目視の調査を行わず、インターネットを介して機械的に調査した結果、JIS X 8341-3：2016 の適合レベルA 及びAA の基準に照らし問題ありと検出されたページ数、その割合及び問題の内容を調査する。

*3: miChecker（エムアイチェッカー）： JIS X 8341-3:2016 に基づくウェブアクセシビリティ対応の取組を支援するためのアクセシビリティ評価ツール。

各団体への調査結果配布

対象団体に、当該団体公式ホームページの問題ありと検出されたページ数、その割合及び問題の内容を記載した資料を郵送。（2018年3月）

【調査結果を活用するに当たっての留意事項】 人による詳細な確認の実施を検討してください
本調査は、ガイドラインに示されたウェブアクセシビリティの確認方法の一つである「チェックツール」による確認を、公式ホームページの全ページに対して実施したものです。チェックツールにより機械的に確認できることには限りがあります。本調査結果を参考にして、個々のページがJIS X 8341-3:2016の達成基準を満たすかどうかを精確に確認するために、人による詳細な確認の実施を検討してください。（ガイドライン 50～52、128～129 ページ参照）

○ 調査結果概要

団体名	〇〇〇	開始	2017/XX/XX	終了	2017/XX/XX
対象ウェブサイト	http://www.〇〇.〇〇/				
総ページ数	〇〇ページ				
適合レベル A 及び AA に問題のあるページ数	〇〇ページ				

○ 調査結果詳細

<検出されたページの多い達成基準（上位5件）>

1	1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準	〇〇ページ
2	1.3.1 情報及び関係性の達成基準	〇〇ページ
3	3.3.2 ラベル又は説明の達成基準	〇〇ページ
4	3.1.1 ページの言語の達成基準	〇〇ページ
5	4.1.2 名前 (name)、役割 (role) 及び値 (value) の達成基準	〇〇ページ

<検出されたページの多い指摘事項（上位5件）>

1	文書内で主に利用されている言語を密着属性を用いて明示してください（例：< 密着属性="ja">）	〇〇ページ
2	同じ name 属性値を持つ type="radio" または type="checkbox" の input 要素のグループが同一の fieldset 要素に含まれることを確認して下さい	〇〇ページ
3	画像に alt 属性がありません。代替テキストを提供してください。（もし支援技術がこの画像を無視するべき場合は、alt="" と設定してください）：src="密着属性"	〇〇ページ
4	同一テキストの繰り返しがあります：密着属性	〇〇ページ
5	フォーム・コントロールに label 要素および title 属性が関連付けられていません。	〇〇ページ

※「中」の記載がある箇所は、WCAG 2.1 での検査結果に基づき、問題のあるページをページ内の該当する箇所等が具体的に記載される箇所です。本調査は、全ページを対象とした検査結果であるため、この箇所について統一した「中」の記載と記載しています。

※公表用では数値が削除されています。

総務省ホームページでの公表

対象団体に配布した資料を基に、各団体別の調査結果概要を公表。（2018年3月）

総務省
MIC
Ministry of Internal Affairs
and Communications

総務省ホームページの調査結果概要

国及び地方公共団体公式ホームページのJIS規格対応状況調査

国及び地方公共団体が開示する公式ホームページのJIS規格対応状況調査結果を公表します。その結果を公表することで、国及び地方公共団体のウェブアクセシビリティの向上に向けた取組を促進することとしました。

調査概要

総務省の提供するウェブアクセシビリティ評価ツール「eCheck」を用いて、人による目視の確認を行います。インターネットを介して自動的にJIS規格（JIS X 8341-3:2016）の達成基準（レベル A 及び AA）の対応状況を確認し、JIS X 8341-3:2016を満たしていない箇所とその基準を明らかにします。

【調査結果を活用するに当たっての留意事項】
人による詳細な確認の実施を検討してください。
本調査は、ガイドラインに示されたウェブアクセシビリティの確認方法の一つである「チェックツール」による確認を、公式ホームページの全ページに対して実施したものです。チェックツールにより機械的に確認できることには限りがあります。本調査結果を参考にして、個々のページがJIS X 8341-3:2016の達成基準を満たすかどうかを精確に確認するために、人による詳細な確認の実施を検討してください。（ガイドライン 50～52、128～129 ページ参照）

○ 調査結果概要

対象団体別、ページ数
対象団体に検出されたページの多い達成基準、指摘事項（上位5件）

- 国の機関
- 地方公共団体（都道府県）
- 地方公共団体（北海道）
- 地方公共団体（東北地方）
- 地方公共団体（関東地方）
- 地方公共団体（中部地方）
- 地方公共団体（近畿地方）
- 地方公共団体（中国地方）
- 地方公共団体（四国地方）
- 地方公共団体（九州地方）
- 地方公共団体（沖縄県）

○ 調査結果概要資料

1 調査対象ウェブサイト（JIS規格対応状況）
2 調査対象ウェブサイト（JIS規格対応状況）
3 調査対象ウェブサイト（JIS規格対応状況）
4 調査対象ウェブサイト（JIS規格対応状況）
5 調査対象ウェブサイト（JIS規格対応状況）

全体構成

1. 公的機関がウェブアクセシビリティ対応を求められる背景
2. ウェブアクセシビリティに関する規定、ガイドライン等
3. 総務省による2017年度JIS規格対応状況調査の目的と実施概要
4. 総務省による2018年度の事業概要

■ 概要

公的機関におけるウェブアクセシビリティ確保・向上等に関する取組について調査することで、ウェブアクセシビリティ確保を進める上での課題を明らかにし、また、2017年度調査の結果を踏まえた公的機関向け講習会等を実施することで、2017年度調査において確認された問題点の改善を促進し、公的機関のウェブアクセシビリティ確保・向上に向けた取組を支援する。

■ 事業内容

①公的機関向けウェブアクセシビリティ対応講習会の実施

全国（8カ所）で講習会を実施

各機関が昨年度の調査を受けてどう取り組めば良いのかを解説、公開用の講演録やFAQも作成予定

（対象：国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人）

②公的機関ウェブサイトのアクセシビリティ確保取組状況調査

アンケートによる取組状況の調査

（対象：国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人）

③独立行政法人等ウェブサイトのJIS規格対応状況調査

miCheckerを活用した、独立行政法人等のウェブサイトの機械的なJIS規格対応状況調査を実施（昨年度と同様の調査の範囲拡大）

（対象：独立行政法人及び地方独立行政法人）